

平成24年度 第10回 京丹波町教育委員会定例会議事録

- I 開催日時 平成25年1月11日（金）午後4時00分から
- II 開催場所 京丹波町和知支所小会議室
- III 出席委員 大西弘二委員長職務代理者 櫻井博規委員 奥田健次委員
藤本英子委員 朝子照夫委員（教育長）
※欠席した委員 十倉一昭委員長
- IV 出席説明者 藤田 真 教育次長（兼て学校教育課長） 山内善博 社会教育課長
山内善史 学校教育課学校教育係長
- V 傍聴者 なし

【会議内容】

- 1 開会（司会：教育次長）
- 2 教育委員長職務代理者開会宣言
- 3 前回定例会等議事録の承認について
【職務代理者】平成24年度第9回定例会議事録及び第1回臨時会議事録の承認について諮る。
【全委員】 意見、異議なし。
【職務代理者】承認する旨を告げる。
- 4 教育長近況報告
【職務代理者】教育長に近況報告を求める。
【教育長】 教育委員会関連行事等の近況報告を行う。

〈近況報告内容〉

- (1) 須知高校の未来を語る懇談会（12月11日）について
- (2) 平成24年度教員表彰（文部科学大臣表彰）について

- (3) 京都府中学校学力診断テストについて
- (4) 平成24年12月末現在 不登校児童生徒数について
- (5) 平成25年度園児予定数について
- (6) 平成25年度小学校1年生入学人数（見込み）について
- (7) 平成25年度各学校児童生徒数（見込み）について

5 報告事項

- (1) 平成24年度第4回京丹波町議会定例会について
 - 【職務代理者】事務局に説明を求める。
 - 【教育次長】 教育委員会関連議案の議決状況及び一般質問の答弁について報告。
 - 【職務代理者】何か意見等はないか。
 - 【全委員】 特に意見なし。

- (2) 学校教育課関係報告
 - 【職務代理者】事務局に説明を求める。
 - 【教育次長】 当面する行事予定について報告。
(卒業式、卒園式、離任式、着任式、入学式、入園式)
 - 【職務代理者】何か意見等はないか。
 - 【全委員】 特に意見なし。

- (3) 社会教育課関係報告
 - 【職務代理者】事務局に説明を求める。
 - 【課長】 当面する行事予定について報告。
(成人式、町卓球大会、スキー教室、市町村対抗駅伝大会)
 - 【職務代理者】何か意見等はないか。
 - 【全委員】 特に意見なし。

6 議案

- (1) 承認第3号 専決処分を求めることについて
 - 【職務代理者】事務局に説明を求める。
 - 【教育次長】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3項の規定により、専決処分をしたので、これを報告し、承認を求める。
処分理由については、「京都府立学校職員服務規程」が改正され、子育てを行う教職員の特別休暇の取扱いが、特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する実子、養子及び配偶者の子についても対象になったこと

に伴い、京丹波町立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正したもの。

【職務代理者】何か意見等はないか。

【全委員】特に意見なし。

【職務代理者】承認第3号について、原案どおり決することとする。

(2) 議案第15号 京丹波町学校教育指導主事設置規則の一部を改正する規則の制定について

【職務代理者】事務局の説明を求める。

【教育次長】学校教育の活性化及び充実を図るため、本町学校教育指導主事の任期を「3年」から「5年」にすることとし、規則の一部改正について承認をお願いする。

【職務代理者】何か意見等はないか。

【全委員】特に意見なし。

【職務代理者】益々、本町の学校教育現場が活性化することを期待する。

【職務代理者】議案第15号について、原案どおり決することとする。

(3) 議案第16号 京丹波町社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について

【職務代理者】事務局の説明を求める。

【課長】議案第15号と同様に本町社会教育指導員の任期を「3年」から「5年」に、また、「65歳以下」の条件を削ることとし、規則の一部改正について承認をお願いする。

【職務代理者】何か意見等はないか。

【全委員】特に意見なし。

【職務代理者】議案第16号について、原案どおり決することとする。

(4) 議案第17号 教育財産の用途廃止について

【職務代理者】事務局の説明を求める。

【課長】京丹波町立教育集会所のうち、和知教育センターについては、教育集会所としての利用が見込めないことから、教育財産としての用途を廃止することとし、承認をお願いする。

【職務代理者】何か意見等はないか。

【全委員】特に意見なし。

【職務代理者】議案第17号について、原案どおり決することとする。

(5) 議案第18号 京丹波町立教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の議案書原案の決定について

【職務代理者】事務局の説明を求める。

【課長】 議案第17号の京丹波町和知教育センターの用途廃止を行うため、条例の一部改正について町議会の議決を求めるものである。議会に提出する議案について承認をお願いする。

【職務代理者】何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【職務代理者】議案第18号について、原案どおり決することとする。

(6) 議案第19号 教育財産の用途廃止について

【職務代理者】事務局の説明を求める。

【課長】 府道京丹波三和線の道路拡幅に伴い、質美公民館用地の一部を道路敷きとして京都府に譲渡する必要があるため、教育財産としての用途を廃止することとし、承認をお願いする。

【職務代理者】何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【職務代理者】議案第19号について、原案どおり決することとする。

(7) 議案第20号 教育財産の用途廃止について

【職務代理者】事務局の説明を求める。

【課長】 町道梅田住宅線道路改良工事（土砂崩れによるもの）に伴い、個人所有土地と町有土地（梅田公民館用地）の一部と等価交換する必要があるため、教育財産としての用途を廃止することとし、承認をお願いする。

【職務代理者】何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【職務代理者】議案第20号について、原案どおり決することとする。

7 協議事項

(1) 次回教育委員会の開催について

【職務代理者】事務局の説明を求める。

【教育次長】 次回の定例会日時について調整をお願いする。平成25年2月5日（火）午前9時30分から開催してはどうか。

【職務代理者】 委員に意見を伺う。

【全委員】 意見等なし。

【職務代理者】 承認する旨を告げる。

(2) その他

【職務代理者】 事務局の説明を求める。

【教育次長】 不審者（下山サンダイコー強盗事件）に対する下山小学校の対応状況、和知小研究発表会（2月8日開催）及び食物アレルギー対応マニュアルの完成について報告。

【職務代理者】 委員に意見を伺う。

【全委員】 意見等なし。

8 教育委員長職務代理者閉会宣言

（午後5時00分閉会）以上

■ 委員長職務代理者

■ 委 員

■ 委 員

■ 委 員

■ 教 育 長

(調整者 教育次長 藤田 真)